

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

June 2026



The better the question. The better the answer.
The better the world works.



EY Taiwan JBS NEWSLETTER

- June 2026 -

台湾拠点でも起こりうる不正取引 海外拠点の管理で押さえておきたい不正の基礎

■ はじめに

昨今、各国で企業不正に関する報道が相次ぎ、不正リスクへの関心がこれまで以上に高まっています。会計不正、横領、キックバック、不適切な経費精算、情報の持ち出しなど、その態様は多岐にわたり、発覚した際の影響も決して小さくないことがあります。外部開示対応や過去の決算修正、各種ステークホルダーへの説明が必要となることもあり、信用の毀損、経営管理体制の見直し、親会社による対応負担の増大など、その対応には多くの時間とコストを要します。

台湾における日系企業でも、報道等で表面化していない案件を含め、不正や不適切な行為が発生しています。特に海外拠点では、親会社から距離があること、現地任せになりやすいこと、限られた人員体制で対応せざるを得ないこと、言語や商慣習の違いがあることなどから、場合によっては問題が発生しやすい状況が生まれ、また、発覚が遅れることがあるという特徴があります。

本稿では、不正取引に関する基礎的なポイントを整理します。不正を完全にゼロにすることは極めて困難ではありますが、典型的な手口や発生要因を理解し、対応を図ることで、予防と早期発見の可能性を高めることができます。

■ 今回お伝えしたいポイント

- 不正とは何か
- 不正が起きる要因
- 不正発覚のきっかけ
- 不正リスクへの対応

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

台湾拠点でも起こりうる不正取引

海外拠点の管理で押さえておきたい不正の基礎



不正とは何か —— 不正の定義と類型

- 企業における不正とは、単なるミスや処理誤りではなく、意図的にルールを逸脱し、会社や利害関係者に不利益を与える行為を指します。実務上、不正は大きく以下のような類型に整理できます。なお、企業において不正が発生する場合は複数類型が絡み合うことがあり、例えば資産の不正流用、会計不正、汚職が同時に行われているケースもあります。



資産の不正流用・横領

会社の現預金、在庫、設備、スクラップ等を私的に流用する行為、顧客等から領収した現金を窃盗する行為、不正に経費を計上して資金を抜き取る行為などがこれにあたります。金額が比較的小さいことが多い一方、長期間継続すると累積的に大きな損失となることがあります。また、近年は企業の技術・知的財産を流用するケースもあり、その場合は潜在的損害も含めて被害は甚大なものとなりえます。

現預金横領	在庫・設備横領	スクラップ横領
領収現金の窃盗	不正支出	技術・知的財産の流用



会計不正

売上の前倒し・後ろ倒し計上、循環取引による架空売上、コストの隠蔽、不適切な固定資産・在庫評価、プロジェクト間の原価の付け替え、不適切な情報開示などにより、財務数値を実態より良く見せる行為があります。業績達成へのプレッシャーが強い場面で発生しやすいですが、業績の達成状況次第では実態より悪く見せる行為もあります。

売上計上時期操作	循環取引	コスト隠蔽or水増し
不適切な資産評価	原価の付け替え	不適切な情報開示



汚職

利益を得るために従業員等が自らの立場を利用して、雇用もしくは委任の義務に反し、利益相反や贈収賄を行うことがあります。業者や親族企業と癒着したキックバック、契約を獲得するために政府関係者、業界団体、代理店、権力者などへの賄賂を使用する行為、利益供与を強要する行為、談合などの不正入札、または税関手続の便宜として担当者個人や関与者に対して金銭を供与する行為（いわゆるファシリテーションフィーの支払い）などがあります。

キックバック	利益相反取引	賄賂、違法な謝礼
不正入札	利益供与の強要	ファシリテーションフィー

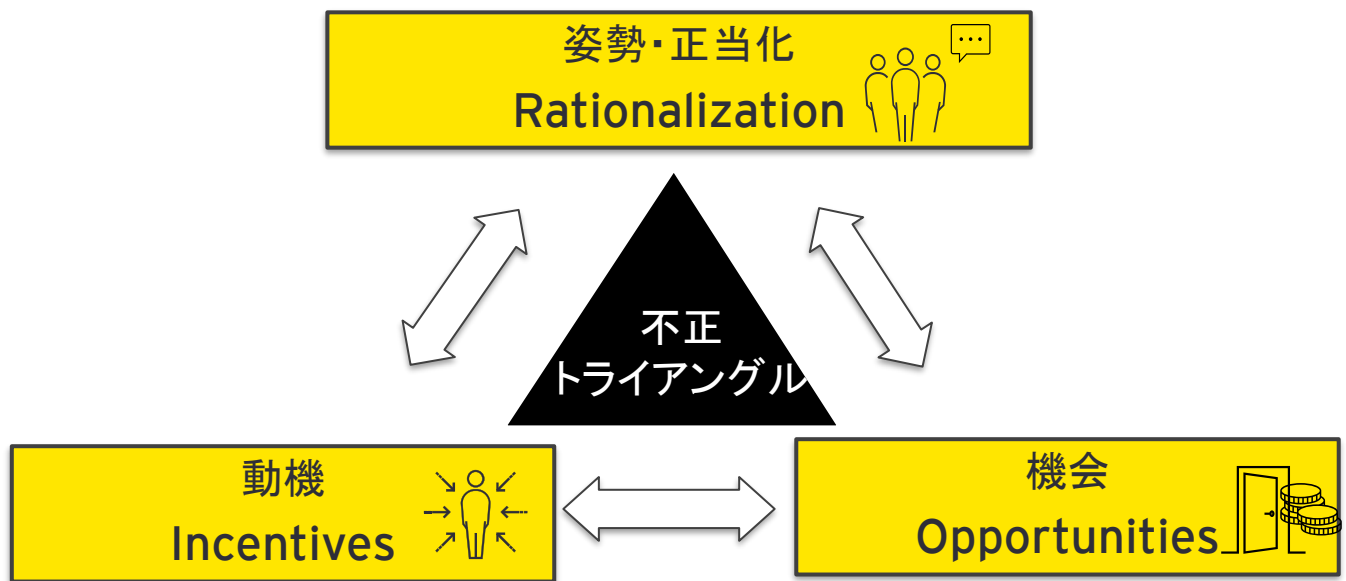
台湾拠点でも起こりうる不正取引

海外拠点の管理で押さえておきたい不正の基礎



なぜ不正が起きるのか —— 不正の発生要因

- 不正の発生要因を説明する際、一般的によく用いられるのが「不正のトライアングル」という考え方です。不正は、以下の3つの要素の特定の項目もしくは各項目が重なったときに発生しやすくなると言われており、実際に発生した不正の事例の背景分析からも裏付けられています。



■ 動機

売上や利益の達成圧力、人事評価への不安、資金繰りの問題、個人的な金銭事情などが背景となります。海外拠点では、本社からの高い目標設定や厳しい収益要求が、現場に過度なプレッシャーとして伝わることもあります。

■ 機会

不正を実行しやすい環境の存在です。例えば、内部統制が不十分もしくは存在しない、承認者と実行者が実質的に同一、本社によるモニタリングが弱いといった状況では、不正の機会が生まれやすくなります。

■ 姿勢・正当化

自らの不正行為を正当化する心理です。例えば、一時的な対応にすぎず会社のための行為である、会社への貢献を考えれば許されるはずだ、といった考え方です。上場企業等においても、規程や制度だけは存在しているものの、定期的に組織文化や倫理観、現地マネジメントの姿勢を社内に浸透させることを実施しておらず、このような姿勢を生んでしまう要因になることがあります。

台湾拠点でも起こりうる不正取引

海外拠点の管理で押さえておきたい不正の基礎



なぜ不正が起きるのか —— 要因が発生しやすい状況

- 前項のとおり、不正は動機、機会、正当化がそろった環境で起きやすくなります。一般的に以下のような状況がある場合は、それらの不正要因が発生しやすいものと考えられます。

管理規程や
職務分掌がない

長期間
ジョブローテーション
なし

事業部門に
対するけん制が弱い
(脆弱な管理部門、
出向者不在、言語の壁)

通報制度がない・
機能していない



親会社・上席者からの
過度な圧力

重要性が低い拠点
遠隔地・物理的距離

新規ノンコアビジネス、
M&A

利益優先の人事制度

- 海外拠点では、本社からの距離や言語の壁に加え、事業規模や人員配置の制約もあり、現地任せの運営や同一担当者への業務集中が生じやすい傾向があります。こうした環境のもとで、管理規程や職務分掌が十分に整備されていない、通報制度が機能していない、重要性が低い拠点としてモニタリングが手薄になっている、新規事業やM&A後の体制整備が追いついていないといった状況が重なると、特に不正の機会が生まれやすくなります。
- また、フロントラインとなる事業部門の権限が強く、管理部門によるけん制が弱い場合や、親会社・上席者からの過度なプレッシャー、大きなインセンティブを伴う利益優先の人事制度が存在する場合には、不適切な行為に向かう動機が生じやすくなります。さらに、そのような環境では、目標達成のためにはやむを得ない、自分の判断は会社のためでもある、といった形で不正行為が正当化されやすくなる点にも注意が必要です。
- 特に海外拠点では、これらの要因が単独ではなく複合的に重なりやすいことから、制度を整備することが重要であることはもとより、本社による継続的な関与、通報制度の実効性確保、職務分掌や承認プロセスの定期的な見直しを通じて、平時から不正が起きにくい環境を構築していくことが重要であると考えられます。

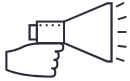
台湾拠点でも起こりうる不正取引

海外拠点の管理で押さえておきたい不正の基礎



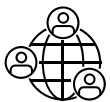
不正発覚のきっかけ

- 不正は、内外からの通報によって発覚するケースが最も多いですが、その他定期監査や決算対応の中などから発見されることもあります。不正対応を考えるうえでは、どのような不正があるかだけでなく、どのようなきっかけで表面化するのか、を理解しておくことも重要です。実務上、不正発覚のきっかけとしては、例えば以下のようなものがあります。



内部通報・取引先からの通報やクレーム

- 最も典型的なきっかけの一つが、内部通報や外部からの申告です。従業員、元従業員、取引先、業者などからの通報により、不正会計処理、不適切な取引や支出が明らかになるケースがあります。複数関係者を巻き込んだ不正会計や購買・経費精算に関する不正は、関係者が複数となることから、通報に至る可能性が相対的に高く、また、単独犯であっても周囲の違和感が通報につながることもあります。
- このため、内部通報制度を整備することはもとより、有効な運用状況の確保も重要です。



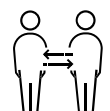
親会社等による内部監査・モニタリング

- 親会社や地域統括会社による内部監査、管理部門の取引内容のレビュー、会計データのモニタリングなどを通じて、不正が発見されることもあります。
- 例えば、通常と異なる利益率、特定業者への偏った継続的な発注、相見積りをとっていない理由の調査、説明のつかない数値変動、あるいは逆に「本来変動するはずの数値が不自然に安定している」といった兆候が、発覚の端緒になることがあります。海外拠点では、現地側だけでは見慣れてしまっている事象も、現地以外からの目線では違和感として見えることがあります。



税務調査や外部専門家によるチェック

- 税務当局による調査や、会計監査、会計・税務・内部統制に関する外部ヘルスチェックを通じて、不適切な会計処理や実態に合わない取引が判明するケースもあります。
- 当初は税務論点の確認、通常の監査やレビューとして始まったものの、確認を進める中で証憑(しょうひょう)の不備や取引の不自然さが明らかとなり、結果として不正が発覚することがあります。



人事異動や担当者交代

- 総経理、財務責任者、経理担当者、購買責任者などが交代したタイミングで、従前の業務運用を見直した結果、長年見過ごされていた問題が発覚することがあります。担当者の交代が、帳簿や実務運用を客観的に見直す契機にもなります。
- 他方で、長年継続してきた不正や不適切な運用が、慣行として後任にそのまま引き継がれ、発見がさらに遅れることで問題が深刻化するケースもあります。

台湾拠点でも起こりうる不正取引 海外拠点の管理で押さえておきたい不正の基礎



不正リスクを低減するための考察



不正対策における現実的対応の考え方

不正対策というと、グループもしくは会社規模の大規模な調査や高度なシステム導入が想定されがちですが、実務上はまず、自社の体制に応じて基本的な内部統制をどこまで実効的に機能させられるかを検討することが出発点になります。

海外拠点の限られたリソースでの対応

海外拠点では人員が限られており、職務分掌を理想どおりに細かく分けることやジョブローテーションの実行が難しい場合や、取引の性質上やタイムラインの問題上などから、常に相見積りを取得できるとは限らない場合も少なくありません。まずは、**不正が起きやすいポイントを見極め、現実的な方法で内部統制を整備・運用することが重要**となります。例えば、職務分掌を完全に分けられない場合でも、発注・検収・支払・記帳・承認等、どこに権限が集中しているかを把握し、金額基準に応じた承認ルート追加や、定期的な事後レビューを行うだけでも、一定の抑止効果が期待できます。ベンダー管理についても、全ての案件で相見積り取得できなくとも、なぜその業者を使うのか、価格や条件に合理性があるのか、過去から継続している取引であればコストが妥当か、成果物はどのように確認しているのかなどを、記録を残すようにし、管理部門や親会社から定期的にチェックすることも有効です。

本社関与も含めた継続的な不正抑止の体制

また、海外拠点では、日常業務を一定程度現地に任せざるを得ないことも多くありますが、そこで本社および日本人管理者の関与を弱めすぎると、不正の発生可能性がより高まります。全てを細かく管理することは難しくても、**現預金管理、支払、調達、在庫、売上計上などの高リスク領域については、本社または現地管理部門にて定期的にレビューし、異常値や例外処理を確認する体制を持つことが重要**です。加えて、内部通報制度については、制度を設けるだけでなく、窓口の独立性や匿名性が確保されているか、利用方法が十分に周知されているか、通報後の対応ルールや通報者保護の仕組みが明確になっているかを確認し、**内部通報制度の有用性を確保**する必要があります。さらに、見落とされがちですが、**継続的な啓蒙活動や教育・研修も、不正リスクの低減において重要**です。不正の手口や発覚時の影響、不正に関与した場合の個人・組織へのリスクを継続的に伝えることで、現場に対する抑止効果が期待できます。制度やルールだけでは不十分であり、不正の怖さや、不正を防ぐことの重要性について、平時から繰り返し発信することが必要です。

不正発生時に備えた事前準備

最後に、**不正発生時のプロトコルを事前に整備しておくことも肝要**であると考えます。問題が表面化してから対応する場合、事実関係の調査、証拠保全、関係者ヒアリング、会計影響の把握、再発防止策の策定など、想定以上に多くの時間とコストを要します。

台湾拠点でも起こりうる不正取引 海外拠点の管理で押さえておきたい不正の基礎



締めくくりと来月号の予告

- 不正は、どの会社でも起こりえるものです。特に海外拠点では、地理的・言語的・組織的な距離があるため、問題が見えにくく、気づいたときには長期間継続していたというケースも少なくありません。重要なのは、自社では起きないと思うのではなく、起こりうることを前提に、どのように予防し、どのように早期発見するかを考えることです。
- 当月号では、不正の基本的な類型、発生の原因、発覚のきっかけからリスクを低減するための対策について取り上げました。来月号では、台湾でも実際に発生した不正事例を紹介するとともに、不正が発覚した際に企業がどのような対応を取るべきかを解説します。初期段階での証拠保全、関係者へのヒアリング、親会社・監査人・外部専門家との連携、再発防止策の策定に加え、近年注目を集めているデジタルフォレンジクス調査についても取り上げます。



JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々
の会計、税務、法令に係るトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

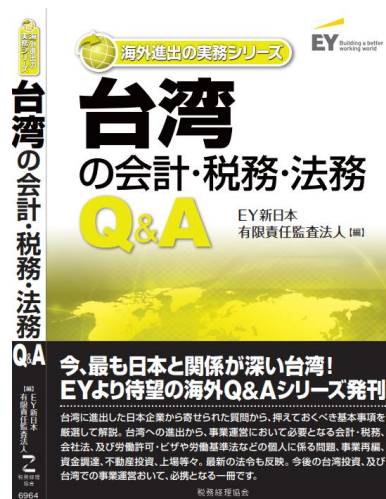
発行月	タイトル
2026年5月	台湾の租税優遇と日台で求められるミニマムタックス
2026年4月	外国人従業員の所得税及び特定専門人材に対する優遇税制の最新規定と留意事項
2026年3月	組織再編における税務紛争 ～最高行政裁判所の判決から見る税務上の損益認識～
2026年2月	租税協定における事業所得の免税にかかる実務と留意点
2026年1月	台湾における忘年会(「尾牙」)等の抽選賞品に関する税務規定
2025年12月	外国籍従業員に係る退職金制度と企業の義務及び留意点
2025年11月	台湾における外国人永久居留証申請の実務と留意点
2025年10月	改正産業創新条例10条の1の設備投資租税優遇の適用ポイント
2025年9月	産業創新条例の一部改正のポイントと留意点
2025年8月	移転価格における一括調整の実務と留意点
2025年7月	貸倒損失／貸倒引当金における税務上の留意点
2025年6月	台湾における営利事業の株式売却時の基本税額申告及び計算に関する留意事項
2025年5月	外国籍従業員が台湾で個人所得税を申告する際の留意事項

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

その他刊行物・セミナー

台湾に関連する書籍について

これから台湾に進出する場合や既に台湾に進出している場合に備えて、EY台湾より「台湾投資ガイド(日本語・中文)」、およびEY新日本有限責任監査法人より『台湾の会計・税務・法務Q&A』(税務経理協会、2024年)といった書籍を発刊しています。



EY Taiwan JBS セミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、ともに最新の法令アップデートもご紹介しています。さらに、トピックや特定論点にフォーカスした個別セミナーも開催しています。

時期	場所	セミナー内容
2026年7月23日 2026年7月21日	台北(WEB同時配信) 台中	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2026年6月5日	台北(WEB同時配信)	日系企業向け不正リスク対応セミナー
2025年12月18日 2025年12月16日	台北(WEB同時配信) 台中	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2025年7月24日 2025年7月22日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2025年6月5日	台北(WEB同時配信)	税務2大TOPICセミナー(関税、租税優遇)

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

Forensic & Integrity Services

袁靖國 副總經理
0978 069 839
Jim.Yuan@tw.ey.com

洪榆鈞 資深經理
02 7756 5855
Eugene.YC.Hung@tw.ey.com

陳庭萱 經理
02 7756 6809
Tanya.TS.Chen@tw.ey.com

Tax Services

林志翔 稅務服務部營運長
02 2728 8876
Michael.Lin@tw.ey.com

JBS

橋本 純也 副總經理
02 2728 8867
Junya.Hashimoto@tw.ey.com

川口 容平 協理
02 7756 6884
Yohei.Kawaguchi2@tw.ey.com

水野 智英 經理
02 7756 9032
Tomohide.Mizuno1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民國の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2026 Ernst & Young.
All Rights Reserved.

APAC NO.14009390
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@
最新情報を入手できます。二次元バーコードをご利用ください。

